

令和6年3月第173回定例 農業委員会総会議事録

令和6年3月8日（金）
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第679号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題680号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第681号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第682号 農用地利用集積計画（案）について
議第683号 農用地利用集積等促進事業（案）について

報告第417号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第418号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
報告第419号 その他の専決報告について

議第684号 近江八幡市農業委員会規程第2条による会長及び副会長の選出について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和6年3月第173回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
■■■■会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

3月に入りまして、ご存じのように関東の方では雪が降ったり、荒れた天気が続いております。2月に咲き始めた桜もこの寒さで萎んでしまったのかなと思います。この後、近江八幡では左義長が終わるまでは、雪に関しては油断が出来ないということが前々から言われておりまして、もう少し寒さが続くのではないかと思いますが、身体等十分に注意されてお仕事を頑張っていただければと思います。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員23名、欠席の届出1名（7番■■■■委員）、より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、3月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和6年3月第173回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

4番 ■■■■委員

5番 ■■■■委員のご両名を指名します

のでよろしくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第679号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明

を求めます。

事務局

議第679号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年3月8日提出、近江八幡市農業委員会会長、■■■■。

番号1、土地の所在地、安土町東老蘇■■■■番の一部、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,276㎡の内1,100㎡、世帯の経営面積、渡人39.8アール、受人0アールで、山梨県中央市で144.3アールの経営をされておりますので、今回の申請面積を合わせますと155.3アールとなります。貸人につきましては、安土町東老蘇■■■■番地、■■■■、借人につきましては、山梨県中央市極楽寺■■■■番地、■■■■、代表取締役、■■■■、契約内容は賃貸借、貸渡理由につきましては、貸付先の変更、借受理由につきましては、関西での生産拠点の確保ということで、これまで大阪の■■■■というこちらにも洋蘭業者に貸付されていましたが、撤退されましたので、新たに■■■■さんが入られるということになります。

番号2、土地の所在地、赤尾町■■■■番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積142㎡、世帯の経営面積、渡人1.6アール、受人0アールで今回の申請面積1.4アールとなります。渡人につきましては、赤尾町■■■■番地、■■■■、受人につきましては、赤尾町■■■■番地、■■■■、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、耕作便利ということで、自宅の隣接地での申請で家庭菜園として利用されます。

番号3、土地の所在地、安土町石寺■■■■番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積155㎡、同じく安土町石寺■■■■番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積152㎡、世帯の経営面積、渡人4.2アール、受人15.5アールで今回の申請面積を合わせますと18.5アールとなります。渡人につきましては、東京都八王子市片倉町■■■■番地、■■■■、受人につきましては、安土町石寺■■■■番地、■■■■、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、従来より管理、

相手方の要望でございます。

番号4、土地の所在地、大森町■■■■番、登記地目、現況地目とも田、登記面積173㎡、同じく大森町■■■■番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,142㎡、世帯の経営面積、渡人28アール、受人371.1アールで今回の申請面積全て合わせますと440.3アールとなります。渡人につきましては、西庄町■■■■番地、■■■■、受人につきましては、中小森町■■■■番地■■■■、■■■■、契約内容は売買、譲渡理由はつきましては管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号5、土地の所在地、島町■■■■番、登記地目、現況地目とも田、登記面積190㎡、世帯の経営面積、渡人1.3アール、受人につきましては、371.1アールで今回の申請面積全て合わせますと440.3アールとなります。渡人につきましては、島町■■■■番地、■■■■、受人につきましては、中小森町■■■■番地■■■■、■■■■、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号6、土地の所在地、津田町■■■■番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積4,422㎡、世帯の経営面積、渡人0アール、受人371.1アールで今回の申請面積全て合わせますと440.3アールとなります。渡人につきましては、長命寺町■■■■番地、■■■■、受人、中小森町■■■■番地■■■■、■■■■、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。番号4から6の案件ですが、現在、■■■■氏は津田町において、キクラゲの栽培をされていますが、農地の一部でしか耕作されていない状況でして、農地の全てを効率的に利用しなければならないという、農地法3条の許可条件である全部効率要件を満たしている状況ではございません。今回の申請にあたりまして、農地復元計画書の提出を求めています。皆様の資料の中に、農地復元計画書、カラー刷りのものが入っております。こちらを見ていただきますと、キクラゲを栽培しているところがございます。現在ハウス4棟で耕作されています。当初は南側に雨水が流れるように現場はなっていましたが、北側に流れるように津田内湖土地改良区からの指示があり、その造成のための現在盛土を行い、勾配を取るための造成準備をしているということです。今後はキクラゲハウスのある西側から順次、造成、

整地工事を行いまして、令和7年9月30日を目途に完了させる計画でございます。また、当該地にある盛土については、今後購入予定であります、北之庄町の田畑変更をするため、一部が既に搬入されていますが、今後も随時搬入される予定でもございます。今月4日にございました農地部会でも審議を頂きまして、半年ごとに復元計画書の進捗状況報告を求めることを許可条件として、許可書に記載し、農地部会で報告内容を確認し、場合によっては指導を行う旨を確認したところでございます。それと、番号6の案件でございます。こちらにつきましても、コンテナや小屋がありまして、この農地につきましては、毎年農地パトロールの対象地でございます、土地所有者に違反転用の改善指導を実施しておりましたが、一向に改善されない状況が続いていました。今回、■■■■氏が購入するにあたり、現在は物置小屋やコンテナ、廃棄物が放置されていますが、今後コンテナ等の移動場所を確保し順次移動させるか廃棄をして、令和7年2月28日を目途に農地に復元し、■■■■氏がお持ちの隣接農地と一体的に野菜を栽培される予定です。この案件もキクラゲの圃場と同様に進捗状況報告を求め監視していくことになります。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

農 地 部 会
委 員 長

農地部会でこちらの案件について、委員の方からいろんな意見が出まして、検討した中で、まず復元計画書が■■■■さんから提出されている、本人がすると言っておられるので信じるしかないのかなと思います。復元計画が出来なかったらということが懸念されていまして、事務局に確認したところ、期間内に出来なかったら許可の取消をするという案件がありましたということで、

許可書に条件を付けて改善計画が出てこなければ、取り消しますよという文言を付けて、現状を確認しつつ、許可をしてもいいのではないかということになりました。それと番号6の案件ですが、違反転用で長年、産業廃棄物が野ざらしになっている、これも放っておけない状況ですので、今回、■■■■さんが片付けて農地として使うという復元計画書が出ておまして、これは一定評価できるだろうということで、今回条件を付けて許可しようということで定例総会に上程させて頂きました。

議 長 ありがとうございます。皆様にお伺いいたします。
他に質問や意見はございませんか。

議 長 農地復元計画書に基づけなかった場合の措置というのは明確にあるのですか。

事務局長 この場合ですが、農地の売買の条件を厳しくし、違反者につきましても、今後許可を与えないというような法整備になってきます。ですので、そういうことも説明させていただきながら、今回の■■■■さんにおかれましては、計画が出ておりますので、事務局といたしましては、その中で判断していかないといけないのかなと思っております。

委 員 今、いろんな話が出ましたが、一旦3条で許可を出して所有権移転されたものを、売買契約を無効にしてお金を返せとか、当事者同士で出来るはずがないです。次の案件が出てきたらどうするかよりも、現状でどうするのか。

事務局 事務局から補足させていただきますと、この農地以外のところでは、全て耕作されていて、農地が荒れている状態ではないということは確認させていただいております。ですので、キクラゲ部分での復元計画を求めたという経過でございます。

委 員 何をもってダメという理由付けをしっかりとっておかないと理屈が通らない。

委員 菌床の工場が上手く動いていなくて菌床が入らず計画通りに
っていないのは確かです。前回現地を確認させていただいた時は、
熱意を持ってやられていましたので、菌床さえ入れば、少しは進
むのかなと、農福連携に関しても取り組んでいるという話でした
ので、その辺も期待して菌床が入ってくるのを待っている状況だ
と思います。

議長 全国的にも業者が入ってきて、その後放ったらかしのままとい
うこともあるようです。これからそのような案件が出てくるのか
なと懸念します。全国農業会議の中でもありましたが、先程事務
局が言われるように、違反があれば次はないよというような法整
備がされていくというようなことも、これから進んでいくのでは
ないかと思しますので、法律では対応できない部分もありますの
で、皆さんも十分注意しながら見ていただけたらいいのかなと思
います。

事務局長 農地部会ではこの計画だけでしたので、具体的にどの時期に何
をとということがございませでしたので、半年に一回進捗率を纏
めまして現地の確認をしていこうという内容です。

事務局 今、事務局で想定していましたのは、6カ月に一回、報告書を
もらうのを許可書に記載しようと思っていました。ただ、その6
カ月後にどこまで出来ているのか分かりませんので、細かいスケ
ジュールを再度求めまして、それに基づいた報告書を頂いて委員
の皆さんで確認していただくという流れにしたいと思います。

議長 ありがとうございます。
いろいろな意見が出ていますが、このままの状態では許可する
ことは難しいということで一旦保留ということにさせていただい
て、次回にもう少し細かい内容のものを提出いただきたいと思います。

事務局 事務局から■■■■氏にご連絡させて頂きまして、詳しい計画、い
つまでに何をやるというスケジュールを、中間報告は6カ月ごと
に求めたいと思います。

議 長 番号4、5、6につきましては、今回は保留とさせていただきます、詳しい復元計画でもう一度審議ということによろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

議 長 議第679号 農地法第3条第1項の規定による申請、番号1、2、3、について、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 それでは次に、議第680号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第681号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第680号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年3月8日提出、近江八幡市農業委員会会長、XXXXXXXXXX。

番号1、土地の所在地、安土町石寺XXXXXXXXXX番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積436㎡、申請人につきましては、安土町石寺XXXXXXXXXX番地、法定相続人、XXXXXXXXXX、東近江市伊庭町XXXXXXXXXX番地、法定相続人、XXXXXXXXXX、彦根市田附町XXXXXXXXXX番地、法定相続人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は、安土町石寺の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農業用倉庫で、現地は昭和52年頃に造成され、既に農業用倉庫敷地と

して利用されています。今回申請人が先にありました農地法第3条許可申請をするにあたり、当該地が転用できていないことが判明したために申請されたものです。また、申請地の相続登記が完了していないことから、法定相続人全員による連名申請となっております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第681号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させて頂きます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年3月8日提出、近江八幡市農業委員会会長、■■■■。

番号1、土地の所在地、金剛寺町■■■■番、登記地目、現況地目とも田、申請面積316㎡、同じく金剛寺町■■■■番、登記地目、現況地目とも田、申請面積429㎡、同じく金剛寺町■■■■番、登記地目、現況地目とも田、申請面積75㎡、同じく金剛寺町■■■■番、登記地目、現況地目とも田、申請面積510㎡、渡人につきましては、金剛寺町■■■■番地、■■■■、受人につきましては、金剛寺町■■■■番地、■■■■、代表取締役、■■■■、申請地は、金剛寺町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅6区画で、金田小学校が近接しており、自己用住宅地としての要望も多い地域であることから、当該地を選定されました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、開発同時許可となります。

番号2、土地の所在地、大森町■■■■番、登記地目、現況地目とも田、申請面積69㎡、同じく大森町■■■■番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積115㎡、渡人につきましては、西庄町■■■■番地、■■■■、受人につきましては、島町■■■■番地2F、■■■■、代表取締役、■■■■、申請地は、大森町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、現地は平成4年頃に造成され、既に農業用倉庫敷地として利用されています。今回渡人

が相続し、財産処分するにあたり、当該地が転用できていないことが判明したために申請されたものです。今後受人が露天資材置場として利用するため、農業用倉庫は解体される予定です。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、千僧供町[]番[]、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積142㎡、渡人につきましては、犬上郡豊郷町大字四十九院[]番地[]、[]、[]、受人につきましては、千僧供町[]番地、[]、申請地は、千僧供町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、物置で、現地は令和2年頃に造成され、既に物置敷地として利用されています。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議第680号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第681号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、22番 []委員、よろしく願います。

委 員

去る、2月29日に、議第680号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第681号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて23番 []委員、24番 []委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、議第680号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題

ないと考えます。

次に、議第681号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、金剛寺町の集落内の農地で、転用目的は建売分譲住宅です。隣接農地が無いことから、特に問題ないと考えます。

次に番号2・3の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

第4条許可申請1件、第5条許可申請3件、計4件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは次に、議第682号 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第682号、農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年農業経営基盤強化促進法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長よ

り別紙のとおり農用地利用集積計画書の提出があったので、審議を求める。

上記の議案を提出する。令和6年3月8日、近江八幡市農業委員会会長、[REDACTED]。

農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、農用地利用集積計画に基づく出し手、受け手の相対による利用権設定の手続きが廃止され、農地中間管理機構での地域計画に基づいた農地貸借に統一されることとなり、この農用地利用集積計画は廃止となりますが、地域計画が策定されるまで又は令和7年3月31日までの2年間は経過措置として、改正前の法律を適応されますということで、長い議案提案文書となっております。令和7年4月以降は、次の議案である農用地利用集積等促進計画に統一されることとなります。

資料といたしましては、A4縦置き文書（令和5年度農用地利用集積計画について）1枚とA4横置き資料をホチキス止めした資料、令和5年度第5号「所有権移転の部」と令和5年度第6号「利用権設定の部」の3種類でございます。

今回「所有権移転」は、18件、32筆、8万6,975.58㎡。「利用権設定」は、60件、142筆、31万7,304㎡となっております。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。本来全て朗読させて頂くのが本意でございますが、それぞれの番号1についてのみ紹介させて頂きますこととお許し願います。

はじめに所有権移転の部です。令和5年度第5号と書かれた資料です。

番号1、所有権の移転を受ける者、加茂町[REDACTED]番地[REDACTED]、[REDACTED]、代表理事、[REDACTED]、所有権の移転をする者、野洲市吉地[REDACTED]番地、[REDACTED]、所有権を移転する土地、加茂町[REDACTED]番、田、2,291㎡、同じく加茂町[REDACTED]番、田、2,481㎡、同じく加茂町[REDACTED]番、田685㎡、同じく加茂町[REDACTED]番、田、2,401㎡、同じく加茂町[REDACTED]番、田、3,569㎡、移転年月日、令和6年3月15日、所有権の移転を受ける者の経営面積513,589㎡、対価、6,856,200円でございます。

次に利用権設定の部です。令和5年度第6号と書かれた資料です。

番号1、利用権の設定を受ける者、島町[]番地、
[]、利用権を設定する者、東京都世田谷区桜上水[]丁目[]番
[]号、[]、利用権を設定する土地、島町
番[]、田、2,449㎡、更新、契約期間は9年10カ月、令和6年
3月15日から令和15年12月31日までで、賃借料情報に基づ
く水稻の作付になります。利用権の設定を受ける者の経営面積
246,316.23㎡でございます。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はござい
ませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第682号 農用地利用集積計画(案)について、原案どお
り承認とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 それでは次に
議第683号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第683号、農用地利用集積等促進計画(案)について、農
地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ
り、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積等促進計画
(案)の提出があったので、意見を求める。

上記の議案を提出する。令和6年3月8日、近江八幡市農業委
員会会長、[]。

こちらにつきましては、農地中間管理機構を介して貸借する内
容になります。今回は合計46件でございます。番号1のみ紹介さ

させていただきます。

番号1、設定する者につきましては、[REDACTED]、守山市古高町[REDACTED]番地、権利を設定する土地、水荃町[REDACTED]、田、396㎡、設定する権利、賃借権、水田、令和6年5月1日から令和13年12月31日までの7年8カ月、借賃は10アールあたり10,000円、設定を受ける者につきましては、[REDACTED]、野村町[REDACTED]番地でございます。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第683号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 それでは、次に報告第417号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第418号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第419号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第417号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和6年3月8日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町上豊浦[REDACTED]番、田、941㎡。

受理日及び受理番号、令和6年2月2日、407番、届出人につきましては、安土町上豊浦■■■■番地■■■■、■■■■、理由としましては、宅地造成でございます。

番号2、土地の表示、桜宮町2番、畑、49㎡、同じく桜宮町■■番、畑、6.61㎡、受理日及び受理番号、令和6年2月27日、408番、届出人、桜宮町■■番地、■■■■、理由としましては、住宅敷地でございます。

続きまして、議第418号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和6年3月8日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、鷹飼町北四丁目■■■■番■■■■、田、1,008㎡、同じく鷹飼町北四丁目■■■■番■■■■、田、5.75㎡、受理日及び受理番号、令和6年2月9日516号、渡人につきましては、鷹飼町■■■■番地、■■■■、受人につきましては、甲賀市水口町酒人■■■■番地■■■■、■■■■、理由につきましては、共同住宅、区分につきましては、売買でございます。

番号2、土地の表示、土田町■■■■番、田、1,344㎡、貸人につきましては、出町■■■■番地、■■■■、代表取締役、■■■■、同じく土田町■■■■番、田、2,600㎡、土田町■■■■番、田、3,973㎡、土田町■■■■番■■■■、田、2,812㎡、貸人につきましては、土田町■■■■番地、■■■■、同じく土田町■■■■番、田、3,782㎡、貸人につきましては、土田町■■■■番地、■■■■、同じく土田町■■■■番■■■■、田、3,817㎡、貸人につきましては、土田町■■■■番地、■■■■、同じく土田町■■■■番■■■■、田、3,200㎡、貸人につきましては、土田町■■■■番地、■■■■、同じく土田町■■■■番■■■■、田、2,403㎡、土田町■■■■番■■■■、田、2,882㎡、貸人につきましては、土田町■■■■番地、■■■■、同じく土田町■■■■番■■■■、田、2,792㎡、貸人につきましては、土田町■■■■番地、■■■■、同じく土田町■■■■番■■■■、田、2,684㎡、土田町■■■■番■■■■、田、1,537㎡、貸人につきましては、土田町■■■■番地、■■■■、計12筆33,826㎡の借人につきましては、東京都港区浜松町二丁目■■■■番■■■■号、■■■■、代表取締役、■■■■、受理日

及び受理番号、令和6年2月14日、517号、理由につきましては、物品販売店舗、区分につきましては、賃貸借でございます。

続きまして、報告第419号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。

令和6年3月8日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、賃貸借契約解除が13件ございました。

2、自己の農業用施設（2アール未満）に供する農地転用の届出について、①田中江町■■■■番、田、39㎡を法面に変更、届出人につきましては、田中江町■■■■番地、■■■■、令和6年2月13日受理でございます。

3、農地法施行規則第53条第1項第11号に基づく協議について、目的としましては、電気事業者が行う敷地改良工事、契約の種類、賃貸借、番号1、安土町石寺■■■■番の一部、田、2,519㎡の内445.69㎡、貸人につきましては、安土町石寺■■■■番地、■■■■、借人につきましては、大津市におの浜■■■■
1、■■■■、滋賀本部、本部長、■■■■でございます。

以上、報告とさせていただきます。

議長

ただ今の、報告第417号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第418号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第419号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委員

(特になしの声)

議長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

会長選挙へ

議 長

近江八幡市農業委員会規程第2条第1項により、今月20日をもって、私と■■■■副会長が、会長職、副会長職の任期満了となります。

このため、議第684号 近江八幡市農業委員会規程第2条第2項による会長及び副会長の選出について、を議題とします。

近江八幡市農業委員会規程第2条第2項によりますと、「会長は総会において選挙する。ただし委員において異議がないときは、指名推薦の方法によることができる」と定めています。

先月の農業委員会協議会において、事務局より選出方法について説明がありました。その内容を再度確認したいと思います。

まず、会長職に立候補される意思の確認をいたします。会長職に立候補される方が、1名であった場合、総会に諮り決定いたします。

立候補者が2名以上であった場合は、当委員会選挙事務取扱規程に基づき選挙を行い決定いたします。

次に、会長職に立候補される方がおられない場合は、指名推薦により決定することになります。

以上の通り、立候補の意思確認をし、立候補される方が1名であった場合は総会に諮り決定し、2名以上であった場合は、選挙を行い、また立候補者がおられない場合は、指名推薦の方法により選考委員会を設置して正副会長選出するということについて、お諮りします。

議 長

この件について、ご異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声を賜りましたので、立候補の意思確認をし、立候補者が1名の場合は総会に諮り決定し、立候補者が2名以上の場合は選挙を行い、また立候補者がおられない場合は、選考委員会を設置し選考をお願いすることに致します。

議 長

それでは、まず、会長職への立候補の意思を確認いたしたいと思います。

どなたか立候補される方はおられますか。

議 長 それでは、次に副会長職への立候補の意思を確認したいと思います。

どなたか立候補される方はおられますか。

議 長 立候補がおられなかったため、選考委員会を設置し選考をお願いすることに致します。

議 長 次に選考委員についてですが、副会長及び地区代表者をお願い致したいと存じますがご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声）

議 長 ご異議もないようですので、副会長及び地区代表者は別室で選考委員会を開催して下さい。

選考委員の皆様については、別室へお願いします。

他の委員はしばし休憩とします。

議 長 それでは、再開致します。
選考結果を選考委員長より報告頂きます。

選考委員長 それでは選考委員会の結果を報告させて頂きます。
抱えている案件も大変重要なこともあり、引き続き令和6年3月21日以降も ■■■ 会長、■■■ 副会長にお願いしたいということに決定致しましたので、報告させて頂きます。

議 長 ただ今選考委員長より報告頂きました。
次期会長には、私、■■■、
次期副会長に ■■■ 委員、を推挙頂きました。委員皆様のご承認を頂けますでしょうか。
賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。賛成多数により、
次期会長には ■■■、副会長には ■■■委員と決定致しましたので何卒宜しく申し上げます。

議 長 それでは就任に当たり一言ご挨拶をさせていただきます。
皆さんの推挙をいただきまして、今年一年間なんとか頑張ってきました、やれやれと思っておりましたが、地域計画も今年度から始まっています、私も勉強不足でもう少し勉強していかないといけない部分もありますが、今年と来年で地域計画を策定しなければならないという法律でございますので、何とか皆さんと協力して地域の中に入っていきながら入って行って、地域計画を達成していきたいと思っております。皆さんのご協力を頂きながらさらに一年会長職を預らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

副会長 今年度も、副会長ということでご指名いただきましてありがとうございます。副会長として、これとして何も出来ていないのですが、先程■■■会長が言われたように、地域計画が来年の3月、もう一年しかございませんので、皆さんの知恵を拝借しながら進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしく申し上げます。

議 長 以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第 173 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時53分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員